と(ケ)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒

(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒

(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒

(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒

(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒

(キ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒

(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百七十一号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月十七日（予備、同月十八日及び同月十九日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百七十二号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月十五日及び同月十六日（予備、同月十七日）の毎日〇七〇〇から一九〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百七十三号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月十五日（予備、同月十六日から同月十九日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百七十四号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年十二月十日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和七年十二月十五日（予備、同月十六日から同月十九日）の〇六〇〇から一七〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度三、〇四八メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○東北地方整備局告示第九十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月十日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

七　号　青森県南津軽郡藤崎町大字矢沢字福富二七番一から同町大字榊字和田一二六番一まで　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十日

**○関東地方整備局告示第二百五十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二〇号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 笛吹市石和町広瀬字早稲田七三六番一地先から甲斐市宇津谷字大ノ田一二二番一まで | 前 | A　二二・〇三～九九・〇二（メートル） | 一六・三九六（キロメートル） | 上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 |
| | | B　〇〇・〇〇～六二・三七 | 〇・〇六二 | |
| | | C　〇〇・〇〇～七八・六〇 | 二・一八八 | |
| | 後 | A　二二・〇三～九九・〇二 | 一六・三九六 | |
| | | B　〇〇・〇〇～六二・三七 | 〇・〇六二 | |
| | | C　〇〇・〇〇～八五・七二 | 二・一八八 | |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第百三十六号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十五号　南九州市川辺町両添字矢掛松一〇三七番一から同市川辺町両添字矢掛松一六七九番五まで　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月十日